

せい かつ ほ ご 生活保護

つい か きゅう ふ 追加給付のおしらせ



平成25年の生活扶助基準の見直しに関する最高裁判決をふまえ、
平成25年8月～令和8年3月までの間に生活保護を受給されていた世帯を対象に、
追加給付を行わせていただきます。現在、受給されていない方も対象となります。

一部の方は申出が必要となります。^(※1)

現在受給中の方 (A・Bのどちらに当てはまるかご確認ください。)

A

平成25年8月以降、
現在まで継続して保護を
受給されている場合

もうし で ひつ よう
申出の必要はありません

B

平成25年8月以降、現在受給
されている期間とは別に、保護を
受給されていたことがある場合^(※2)

とうじ せたいぬし もうし で ひつ よう
当時の世帯主より申出が必要です

現在受給されていない方

とうじ ほご じゅきゅう
当時保護を受給していた
じちたい とうじ せたいぬし
自治体へ当時の世帯主よ
もうし で ひつ よう
り申出が必要です

(※1) 自治体ごとの具体的な申出方法については、相談センターまでお問い合わせください。

複数の福祉事務所で受給されていた場合は、個別に申出方法をご案内させていただきますので、相談センターまでお問い合わせください。

(※2) 同一の福祉事務所や他の福祉事務所で過去に受給されていた場合を含みます。

当時の世帯主が亡くなっている場合は、当時保護を受給していた①配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順位に基づき申出を行ってください。

もうし で ほう ほう
申出方法



申出書に必要な
ことを書く



決められた方法で
提出する

※提出先は、相談センターホームページで
ご確認ください。

くわしくは、相談センターまでお問い合わせください

でんわ



0120-179-445

受付時間 9時～17時 ※土・日・祝を除く(8～10月は土・日・祝も対応)

ホームページ



追加給付 相談センター

検索

こちらからホームページにアクセスできます

